

福井県国民保護計画の変更について

1 平成 17 年度国民保護実動訓練の評価等を踏まえた変更項目

(1) 大規模な事業所の従業員の避難誘導対策

- ・第 2 章第 8 節「その他の備え」において、避難のため必要となる情報として、「事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所およびその従業員数」を追加する。
- ・第 4 章第 1 節「住民の避難」において、「誘導に当たり、自治会単位または家族単位となるよう配慮する。ただし、大規模な事業所で、事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。」ことを記載する。

(2) 住民避難の際の輸送手段の選択

- ・第 4 章第 3 節「避難住民等の運送」において、「住民避難における輸送手段は、住民の安全面を最大限配慮する。その選択の際には、天候の影響なども考慮し、陸上輸送、航空輸送、海上輸送の中から効果的な手段を組み合わせ、的確かつ迅速な輸送を図る。」ことを記載する。

(3) 避難誘導における現地の責任者の明確化

- ・第 2 章第 8 節「その他の備え」および第 4 章第 1 節「住民の避難」において、『避難実施要領』に定める事項に、「避難誘導責任者」を追加する。

2 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」(平成 17 年 8 月 31 日 環境省、農林水産省事務連絡)を踏まえた変更項目

(1) 武力攻撃事態等における動物の保護等

- ・被災地域における動物の保護等

3 県の条例改正に伴う変更項目（「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」(昭和55年条例第1号)

(1) 生活関連等物資の価格の安定に関する知事の権限の変更

- ・第5章第4節「生活の安定に関する措置」において、「知事の勧告」から「知事の要請」へ変更する。

4 市町村国民保護モデル計画作成時の検討を踏まえた変更項目

(1) 同一市町村の他の地域に借上げ車両等で避難する場合を追加

- ・第4章第1節「住民の避難」において、県内避難について「県内の当該市町村以外の市町村へ避難」から「当該市町村の他の地域または県内の他の市町村へ避難」に変更する。